

子政策第 155 号
令和3年11月17日

山形県産婦人科医会
会長 手塚 尚広 様

山形県しあわせ子育て応援部
しあわせ子育て政策課長

県内分娩取扱医療機関への令和3年度「山形県出産支援給付金」
案内チラシ配置のお願い

本県の子ども・子育て政策の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、山形県では、令和3年度「山形県出産支援給付金」を創設いたしました。これは、出産費用の一部を新生児が出生した世帯に給付することで、新生児の誕生を祝うとともに、子育て家庭の家計を支援するため、実施するものです。

つきましては、別添のとおり、県内分娩取扱医療機関あてに案内チラシの配置を依頼しておりますので、御承知願います。

なお、御不明点等ございましたら、下記担当あて御連絡ください。

記

<送付資料>

- 県内分娩取扱医療機関への依頼文（写し）
- 「山形県出産支援給付金」案内チラシ

【担当】山形県しあわせ子育て応援部
しあわせ子育て政策課 志藤
Tel : 023-630-2668
Email : shitofu@pref.yamagata.jp



子政策第 155 号
令和3年11月17日

県内分娩取扱医療機関 御中

山形県しあわせ子育て応援部
しあわせ子育て政策課長

令和3年度「山形県出産支援給付金」案内チラシ配置のお願い

本県の子ども・子育て政策の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、山形県では、令和3年度「山形県出産支援給付金」を創設いたしました。これは、出産費用の一部を新生児が出生した世帯に給付することで、新生児の誕生を祝うとともに、子育て家庭の家計を支援するため、実施するものです。

つきましては、別添のとおり、当該給付金の案内チラシをお送りしますので、貴院の利用者等からご覧いただけますよう、配置の御協力をお願いいたします。

なお、ご不明点等ございましたら、下記担当あて御連絡ください。

記

<送付資料>

○「山形県出産支援給付金」案内チラシ 100部

【担当】山形県しあわせ子育て応援部
しあわせ子育て政策課 志藤
Tel : 023-630-2668
Email : shitofu@pref.yamagata.jp



コロナ禍での出産・子育てを応援します！！

山形県出産支援給付金

出産・子育ての経済的負担を軽減し、幸せな子育て環境を整備するため、「山形県出産支援給付金」を創設します。



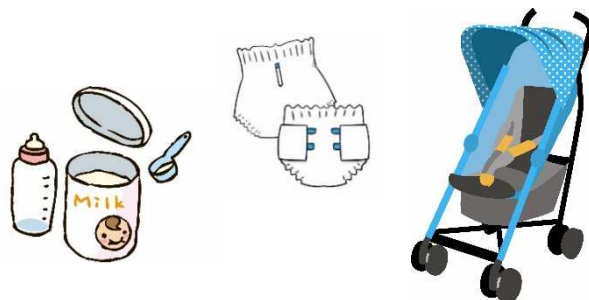
対象世帯

下記①②のいずれかに該当する新生児がいる世帯

- ① 令和3年4月2日から令和3年12月31日までの間に出生し、山形県内の市町村に出生後最初の住民登録がされ、令和4年1月1日時点においても、山形県内の市町村に住居登録されている新生児
- ② 令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に出生し、山形県内の市町村に出生後最初の住民登録がされた新生児

給付金額

新生児1名につき、58,000円



給付手続き

給付金はお住まいの市町村を通じて給付されます。一部の市町村を除き、給付申請及び給付は、令和4年1月以降となる予定です。給付手続きの方法・時期等は市町村によって異なりますが、上記「対象世帯」①②に該当する世帯には、令和4年1月以降、お住まいの市町村からご案内(郵送でのご連絡、出生届受付窓口での申請書の交付など)する予定です。

※ 本給付金は、上記「対象世帯」①②の期間・条件に準じて、給付金の申請前に死亡した新生児及び死産(妊娠満12週以後の死児の出産)についても対象となります。

※ 本給付金は、一時所得として課税の対象となります(ただし、一時所得については、50万円の特別控除が適用されます)。

※ その他、制度の詳細につきましては、下記までお問合せください。

お問い合わせ先

山形県しあわせ子育て政策課 TEL 023-630-2668 FAX 023-632-8238
E-mail ykosodate@pref.yamagata.jp

